

○東かがわ市手話言語条例

令和5年9月26日条例第22号

言語は、人の意思や思想、感情などを表現し相手に伝え、また相手のそれを受け入れ、理解して社会生活を営む上で必要な意思伝達手段であり、社会生活や文化活動に必要な不可欠なものである。

手話は、音声言語である日本語と異なる独自の言語体系を有する視覚言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話が言語として認識されてこなかったことや、手話を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者や手話を必要とする人は、必要な情報を得ることや他者とコミュニケーションを図ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語として認められ、ろう者や手話を必要とする人がいつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会となるよう取り組むことが求められている。

本市では、手話が言語であることを明確に位置付け、手話に対する理解の広がり和社会的認知の拡大を図るとともに、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら多様性を認め合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手、指、体若しくは顔の部位の動き又は表情を使って視覚的に表現する言語をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を使用して、日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識のもと、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思疎通を図り、全ての人がお互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者や手話を必要とする人があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話の意義及び基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報の発信及び情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者等の確保及び養成その他手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。